解散公告

当社は、平成二十五年十二月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月八日

京都市下京区七条通間之町東入材木町四九七番地の四第一マスイビル

株式会社トーヨー新報

代表清算人　西村　恭子

解散公告

当社は、平成二十五年十二月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月八日

大阪府茨木市新堂一丁目七番九号

福井機械工業株式会社

代表清算人　福井　元実

解散公告

当社は、平成二十五年十二月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月八日

和歌山市吹上一丁目二番一四―一〇一

株式会社ケンブリッジ

代表清算人　廣橋　健史

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月八日

岡山県倉敷市玉島乙島八二五九番地一六

クリューサーオール株式会社

代表清算人　志和　公彦

解散公告

当社は、平成二十五年十二月六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月八日

山口県岩国市長野一八一五番地七

旭化水株式会社

代表清算人　上田　文雄

解散公告

当社は、平成二十五年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月八日

徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜三四番地七

生田ビル一〇二

北星海運有限会社

清算人　北野　恵司

解散公告

当社は、平成二十五年十一月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月八日

鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田七七三番地七

有限会社サマリーズ

清算人　藤原　清子

解散公告

当社は、平成二十五年十月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月八日

鹿児島市東千石町一六番五号

有限会社ベース

清算人　東　幸良

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月八日

札幌市中央区北四条西一二丁目一番地ほくろうビル3F　社団法人北海道労働者会館

代表清算人　渡邊　健一

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年九月三十日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月八日

岩手県宮古市重茂第一地割三七番地の一

財団法人重茂教育振興会

代表清算人　伊藤　隆一

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月十九日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月八日

岩手県大船渡市盛町字下舘下七番地一六

社団法人大船渡市畜産公社

代表清算人　戸田　公明

解散公告（第一回）

当法人は、社員総会の決議により平成二十五年十一月二十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月八日

山形県米沢市大字上新田六五七番地の一

社団法人新田社

代表清算人　須藤　勇助

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月八日

山形県寒河江市元町一丁目一七番地の五

財団法人西村山労働福祉会館

代表清算人　白田　敬一

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月八日

千葉市中央区中央四丁目一四番一〇号

社団法人千葉県新都市開発協会

代表清算人　赤田　靖英

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十五年十二月十六日厚生労働大臣の認可により解散しましたので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月八日

東京都港区三田一丁目四番二八号

サニクリーン厚生年金基金

清算人　山田　健

解散公告（第一回）

当法人は平成二十五年十二月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月八日

愛知県一宮市栄四丁目二番一号

社団法人尾西化合繊貿易振興会

代表清算人　森　克彦

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月二十六日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月八日

大分県豊後高田市見目一一八番地

社団法人豊後高田市農業公社

代表清算人　永松　博文